

2024 年 6 月 27 日 一部改正
2024 年 1 月 30 日 技術委員会 審議
2024 年 5 月 31 日 国土交通大臣 認可

日本籍船舶における水バラストの電子記録簿

改正対象

バラスト水管理設備規則
バラスト水管理設備規則検査要領

改正理由

バラスト水管理条約では、バラスト水の取入れや排出等に関連する作業を記録する水バラスト記録簿について、該当作業の記録を電磁的記録装置で保存する電子記録簿の使用が認められている。

同条約の発効後、2021 年 8 月 31 日付国土交通省令第 53 号により国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則が改正され、日本籍船舶においても水バラスト記録簿を電子記録簿とすることが認められた。

今般、関連する国内法に基づき、関連規定を改める。

改正内容

日本籍船舶において、水バラスト記録簿を電子記録簿として差し支えない旨改める。

施行及び適用

2024 年 6 月 27 日から施行

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

ID: DX23-16

「日本籍船舶における水バラストの電子記録簿」 新旧対照表

新	旧	備考
バラスト水管理設備規則 3 編 バラスト水管理のための設備 1 章 通則 1.2 水バラスト記録簿（付属書 B-2 規則関連）* -1. 水バラスト記録簿には, 少なくとも附属書付録Ⅱに定められた情報を記載し, 次に掲げる操作について記録しなければならない。 ((1)から(6)は省略) 附 則 1. この規則は, 2024 年 6 月 27 日から施行する。	バラスト水管理設備規則 3 編 バラスト水管理のための設備 1 章 通則 1.2 水バラスト記録簿（付属書 B-2 規則関連） -1. 水バラスト記録簿には, 少なくとも附属書付録Ⅱに定められた情報を記載し, 次に掲げる操作について記録しなければならない。<u>ただし, 水バラスト記録簿を電磁的記録装置とすることは認められない。</u> ((1)から(6)は省略)	2021 年 8 月 31 日付の国土交通省令第 53 号により, 電磁的記録装置による水バラスト記録簿の作成・保存が認められたため削る

「日本籍船舶における水バラストの電子記録簿」 新旧対照表

新	旧	備考
バラスト水管理設備規則検査要領 3 編 バラスト水管理のための設備 1 章 通則 <u>1.2 水バラスト記録簿（付属書 B-2 規則関連）</u> <u>水バラスト記録簿は、電磁的記録装置としても差し支えない。</u> 附 則 1. この達は、2024 年 6 月 27 日から施行する。	バラスト水管理設備規則検査要領 3 編 バラスト水管理のための設備 1 章 通則 （新規）	水バラスト記録簿の電磁的記録は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に直接規定されていないため、電子記録簿を認める旨の規定を検査要領に加える。